

4 地方公務員

ほぼ6割以上の自治体は常勤並みの期末手当を会計年度任用職員に支給——自治労調査

地方自治体の職員などをつくる労働組合の自治労（川本淳委員長、77万4,000人）が、2020年4月から新たに設けられた臨時・非常勤職員の職員区分である「会計年度任用職員」の賃金や労働条件について調査したところ、平均時給は「1,000円以上」と回答した自治体が7割（71.5%）を占めた。支給が可能になった期末手当の支給月数を見ると、常勤職員と同じ「2.6カ月」が、短時間勤務についてもほぼ6割以上で最も多かったが、年収を増やさないための措置なのか、短時間勤務については月収水準が「ほとんどのケースで下がる」とした自治体が約10%あった。

会計年度任用職員には期末手当を支給

「会計年度任用職員」が導入される以前の臨時・非常勤職員は、主に特定の学識・経験を必要とする特別職非常勤職員と、補助的な業務を行う一般職非常勤職員、緊急・臨時の業務を行う臨時的任用職員の三つに区分されていた。任期は特別職非常勤職員と一般職非常勤職員が原則1年以内、臨時的任用職員が6カ月とされ、給与は、非常勤職員の場合、職務への報酬と費用弁償を支払うという形態であり、賞与に相当する期末手当は支給されていなかった。

しかし、臨時・非常勤職員の数が増加するなかで、仕事の内容が本来の任用の趣旨と整合しないケースが出てきたり、労働者性が高いにもかかわらず期末手当が支給できないなどの課題が顕在化したため、地方公務員法等を改

正。臨時・非常勤職員の新たな区分として「会計年度任用職員」（フルタイムと短時間の2類型あり）を設けるとともに、特別職非常勤職員と臨時的任用職員については対象者の要件を厳格化した。

「会計年度任用職員」では、法律のなかで採用方法や任期などについて規定。さらに、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備した。給与に関しては、職務経験等の要素も考慮して決定されることや、給与水準について、常勤職員の職務と類似する場合には常勤職員の給料水準を基礎とすることも盛り込んだ。

会計年度任用職員の比率は約4割

こうした会計年度任用職員の賃金・労働条件について、自治労は6月1日時点の状況を調査。調査対象としたのは、自治労に加盟する単組がある1,323自治体で、8月21日までで521自治体について有効回答を得た。

それによると、521自治体での会計年度任用職員の人数は24万8,041人で、フルタイム・短時間別に見ると、フルタイムが1万8,954人、短時間が22万9,087人となっている。短時間とはいえ、ほぼフルタイムとみなすことができる週所定労働時間が35時間以上（週5日で1日7時間以上）の人数を抽出すると、5万5,518人となっている。

正規も含めた職員全体に占める会計年度任用職員の比率を算出したところ38.9%だった。自治労では同種の調査を2016年と2012年に実施していることから、これらの過去の結果（臨時・非常勤比率）と比べると、2016年

（32.7%）、2012年（33.1%）の比率よりも高くなっている。

また、比率を団体区別に見ると、「都道府県」が20.6%、「県都・政令市」が34.0%、「一般市」が42.5%、「町村」が45.1%と、小さい自治体になるほど高くなっている。

会計年度任用職員の比率を職種別にみると、「学童指導員」（95.6%）と「消費生活相談員」（94.6%）、「婦人相談員」（85.7%）では8割台～9割台に達し、「学校給食関係職員」（66.8%）、「学校用務員」（66.3%）、「図書館職員」（70.9%）では約7割におよぶ。

ほとんどが短時間勤務

就労時間を見ると、「フルタイム」が7.6%、「短時間」が92.4%で、ほとんどが短時間となっている。ただ、「短時間」でも週所定労働時間が、35時間以上の人の24.2%を占めている。

賃金分布を見ると、平均時給は「800円以上」が3.5%、「900円以上」が24.9%、「1,000円以上」が71.5%となっており、平均額は1,085円となっている。平均額を過去の調査結果と比べると、2016年（988円）、2012年（950円）よりも増加している。

平均月給では、「16万円以上（18万円未満）」の回答割合（30.8%）が最も高く、次いで「14万円以上（16万円未満）」（22.3%）、「18万円以上（20万円未満）」（20.2%）などの順で高い。過去の調査結果と比べると、16万円以上の比率は今回が最も高くなっており、平均時給での増加とあわせて自治労の鬼木誠書記長は「各単組で水準改

善の要求・交渉を行った結果、改善されたものと捉えたい」と話している。

期末手当の支給月数は半数以上が2.6カ月

期末手当について見ると、年間支給見込み月数はフルタイム、短時間ともに、常勤職員の水準である「2.6カ月」がそれぞれ67.9%、58.5%と最も多かったが、「1.45カ月」がそれぞれ10.8%、13.4%と1割にのぼり、また、短時間では「期末手当はない」(9.0%)が1割弱あった(図1)。

自治労によると、会計年度任用職員に期末手当を支給する代わりに、年収ベースで水準アップにならないように月収水準をダウンさせた自治体があったという。そこで、期末手当が支給されることで平均的な月収ベース

が下がったかどうかについても尋ねたところ、フルタイムも短時間も「ほとんどのケースで下らない」(それぞれ74.7%、63.5%)が多数を占めたものの、「ほとんどのケースで下がる」とした自治体がフルタイムで6.5%、短時間で10.4%あった(図2)。この結果について鬼木書記長は「期末手当の原資を確保するために月収を下げてしまっは、期末手当の支給を規定した法趣旨から外れる」と強調。今後の取り組みでは、会計年度任用職員の月収削減を防ぐだけでなく、期末手当に加え勤勉手当のボーナス支給も求めているとしている。

昇給ありが短時間でも6割以上

昇給の有無について職種別に見ると、昇給があるとの回答割合はフルタイム

図1

※短時間は週労働時間が15時間30分以上のケースについて回答してもらった。

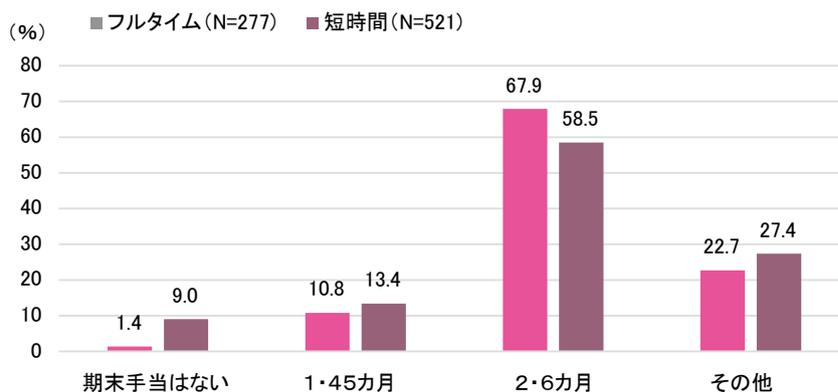
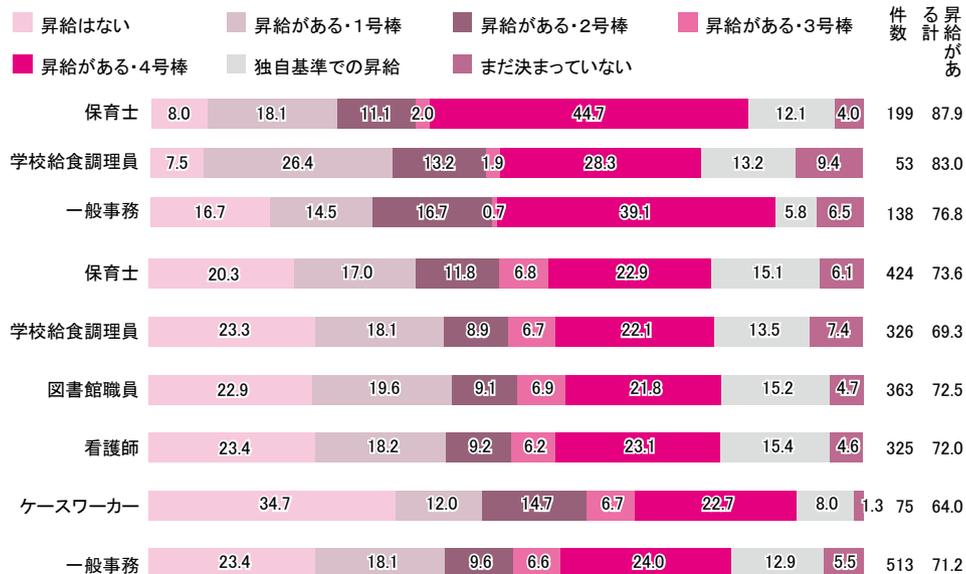


図2



※短時間は週労働時間が15時間30分以上のケースについて回答してもらった。

図3



の「保育士」で87.9%、「学校給食調理員」で83.0%、「一般事務」で76.8%と8割前後となっており、短時間でも「保育士」73.6%、「学校給食調理員」69.3%、「図書館職員」72.5%、「看護師」72.0%、「ケースワーカー」64.0%、「一般事務」71.2%と6割～7割程度におよんでいる(図3)。

ただし、昇給がある割合を昇給号俸

の幅で細分化すると、常勤職員と同じ4号俸昇給ではなく、昇給幅が少ない3号俸昇給以下の回答が3割程度～4割程度あった。

(調査部)